



猫の避妊・去勢手術費用を補助します

飼い主のいない猫の増加を防止し、地域の良好な生活環境を保持するため、飼い主等が負担した猫の不妊又は去勢手術費用に対して補助します。

対象者

喬木村内に住所を有する個人・団体
又は喬木村内で活動する団体

補助対象

猫に対して行った不妊手術又は去勢手術(※)

※令和6年4月1日以降に行った手術費用が対象となります。

※飼い猫・野良猫のどちらも対象となります。

※野良猫の場合は、耳カット等手術済みであることがわかる施術を同時に受けさせる必要があります。

補助金額

1頭につき、手術費用の30%(上限5,000円)(※)

※1,000円未満切り捨てです。

※オス・メス同額です。

※類似した他の補助金の交付を受けた場合は、手術費用から他の補助金を控除した額で補助金額を算定します。

申請方法

手術後、以下の①～⑤の書類をご用意の上、役場生活環境課まで提出してください

①「喬木村猫の不妊去勢手術補助金交付申請書兼実績報告書」(様式第1号)

②「喬木村猫の不妊去勢手術補助金請求書」(様式第2号)

※①・②は役場生活環境課窓口で配布しています。村HPからもダウンロード可能です。

村HPへはこちら
からもアクセス
できます

③手術費用の領収書(原本)

④団体の組織、活動等がわかる書類(団体による申請の場合のみ)

⑤耳カット等施術を行ったことが分かる写真(野良猫の場合のみ)



お願い

喬木村では、猫の屋内飼育を推奨しています

猫は上下運動のできる空間があれば、屋内でも快適に暮らせます。屋内飼育であっても、不妊去勢手術をすることで、発情期の鳴き声や尿の臭気を減らすことができます。猫は屋内で飼育しましょう。



お問い合わせ

喬木村生活環境課 環境林務係
TEL:0265-33-5127(直通)